

議会に対する市民からの意見・要望についての対応 フロー図

●議会（議長、議会事務局）にメール、fax、手紙等文書として寄せられた意見・要望または、アンケート等に記載された意見・要望を対象にする。
 ●議員個人に寄せられた意見・要望は対象にしない。
 ただし、寄せられた意見・要望が議会全体に関わると思われるものはこの限りではない。
 ●「議会報告会」で寄せられ、実行委員会で整理された意見・要望

議長等
仕分ける

主な分類

- ①施設や設備の修繕・補修はじめ、関係部局に伝達することで解決できることなど、議論を必要としない、緊急の対応を要するもの
- ②市の施策に関すること
- ③議員個人の活動に関することやプライバシー、人権を侵す恐れがあるもの
またそのうち、市民の不利益につながると思われるもの
- ④議会全体との懇談や意見交換などを求めるもの
※各委員会等との懇談を求めるものを除く
- ⑤その他

対応の仕方

議長等で対応する。
※後日、議会運営委員会または会派代表者会議に報告する。

議長等で協議し、議会運営委員会または会派代表者会議で対応を協議する。

伝要ら局は関市の
え望のに、すの
る。と市関る施
。意見市民も策
て・か部のの

回答

「関係部局に意見・要望の内容を伝えた」旨を回答する。

「各議員に情報として伝えた」旨を回答する。
※各議員に情報提供を行う。

「各委員会に市民からの意見・要望として伝えた」または「各議員に市民からの意見・要望として伝えた」の旨を回答する。

「議会として検討する」旨を回答する。

後日、協議結果を踏まえた対応を回答する。

議会として取り扱わないもの

意見が分かれたもの

議会として検討できるもの

